

# パブリックコメント実施結果報告書

平成24年8月8日

担当課	くらしの安心推進課
担当者	小原
連絡先	0857-26-7185

意見公募のテーマ： 「鳥取県旅館業法施行条例の一部改正」 および 「鳥取県公衆浴場法施行条例の一部改正」に関する意見募集

## ①手段別意見応募件数

（意見件数を記入してください。応募者数は（ ）書きしてください。）

（記入例：1人が提出したものに3つの意見が記載されていた場合には、 3（1）と記載してください。）

郵便	ファックス	電子メール	県民課・県民局へ	その他の方法	計
( )	1 (1)	6 (2)	( )	( )	7 (3)

※「その他の方法」の例：意見交換会、電話、イベントなど

## ②応募意見の政策案等への反映状況

対応状況	件数	主な意見
反映した (一部のみ反映したものを含む)		
既に盛り込み済み	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質検査を年に2回以上義務化するの正しいと思う。</li> <li>・浴槽の衛生確保ができていない場合は、清掃頻度は1回以上/週が現実的だと思う。</li> </ul>
今後の検討課題	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設が浴槽の毎日換水・清掃を実施しているか、きちんと検査をして欲しい。</li> </ul>
対応困難	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質検査が適正の場合においても、検査結果の提出を求めるのは無駄かつ煩雑である。書類を増やしても安全性が増すわけではない。</li> <li>・浴槽の殺菌について、オゾン・電解水・二酸化塩素等、世界的に認められている手法を含めて、明確な数値的指針・目標を示すべき。</li> <li>・農家民泊については、規制を緩和し、水質検査を不要として欲しい。</li> </ul>
その他 (例：施策の体系外の意見等)	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正の趣旨には賛成するが、料金を上げる口実にはさせないようにして欲しい。</li> </ul>
計	7	

※上記による分類が困難な場合は、担当課の整理に基づく分類で差し支えありません。

## ③意見募集結果概要書を、1部添付してください。

→とりネットのパブコメページ・  
県庁ロビー掲示板で公表します。

他の公表方法として該当するものに○を付してください。

とりネット (実施担当課)	報道機関への 資料提供	県議会への報告	県民課等での 縦覧等	広報誌等への 掲載	その他
○					

※「その他」の例：審議会報告など

注：③「意見募集結果の概要」には、意見に対する県の対応方針も記載してください。

参考：H23実施結果 →<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=173293>